

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和6年5月21日 広島法務局三次支局 登記官 有本和明

記

意見又は資料の提出先 広島法務局三次支局

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積(m <sup>2</sup> )
2405-2024-0001	安芸高田市高宮町川根字田草1881-4	墓地	3・30
2405-2024-0002	安芸高田市高宮町川根字田草1882	畑	92
2405-2024-0003	安芸高田市高宮町川根字東川4524	畑	84
2405-2024-0004	安芸高田市高宮町川根字東川4540	井溝	1・37
2405-2024-0005	安芸高田市高宮町川根字東川4556	山林	163
2405-2024-0006	安芸高田市高宮町川根字東川4569-1	畑	91
2405-2024-0007	安芸高田市高宮町川根字東川4569-2	原野	239
2405-2024-0008	安芸高田市高宮町川根字東川4573	山林	259
2405-2024-0009	安芸高田市高宮町川根字東川4574	原野	297
2405-2024-0010	安芸高田市高宮町川根字東川4625	墓地	17